

第3章 鴛泊市街地街なみ環境整備方針

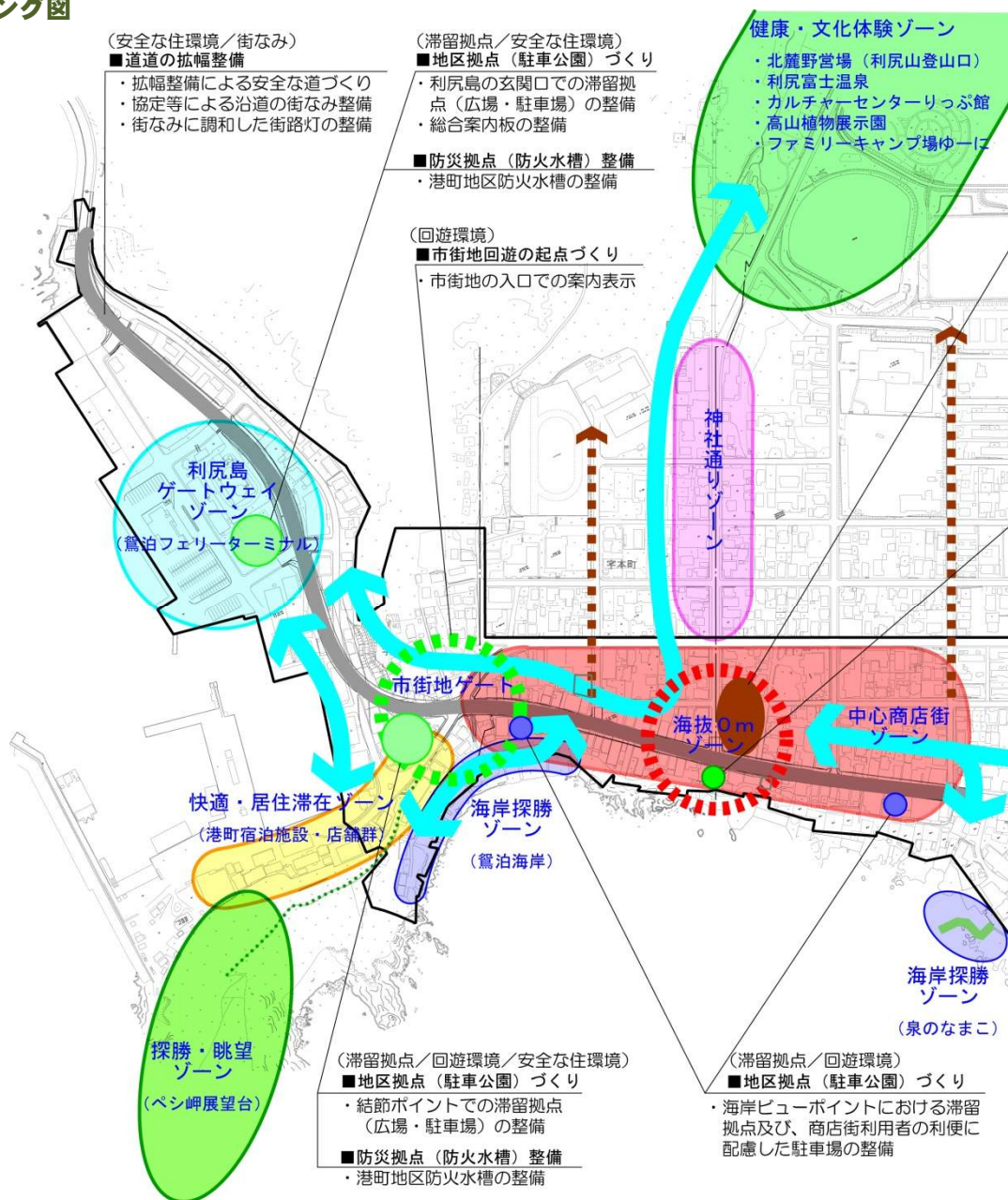
街なみ整備の方針を以下のとおりとりまとめます。

1. 鴛泊市街地街なみ整備方針

鴛泊市街地は、利尻島の玄関口であり、多くの島民や来訪者が行き来する地区で、商業施設や官公庁施設、医療施設が立地し、高齢者の生活の拠点ともなっています。

メインとなる道道利尻富士利尻線沿線には商店街が形成されていますが、緑地や休憩スペース等の憩い空間が乏しく、フェリーターミナル周辺やペシ岬、鴛泊海岸と一体となって回遊性を生み出す鴛泊らしい魅力ある商店及び住環境の創出が求められます。

●整備方針ゾーニング図

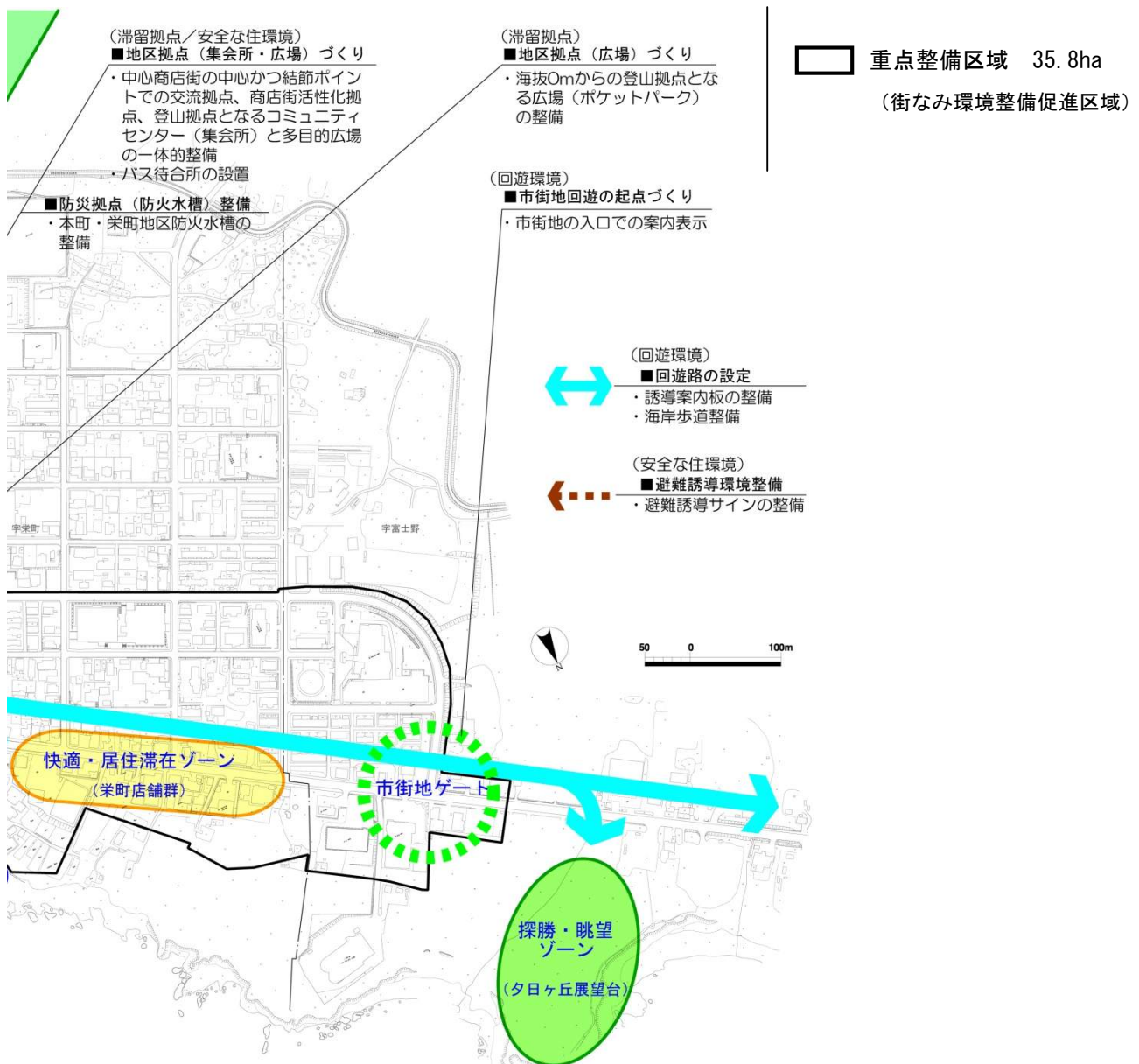


そこで「鷺泊市街地」では道道の拡幅に合わせ、安全・安心な歩道空間の整備や緑地や広場等の憩い空間の整備などにより、高齢者をはじめ人に優しいまちづくりを行うとともに、島の玄関口としてふさわしい魅力ある街なみづくりを行うこととし、街なみ整備の方針を次のとおり設定します。

●街なみ整備方針

- 道路（歩道）拡幅、防災施設整備による**安全な住環境**づくり
- 町民や来訪者がともに憩いふれあえる**滞留拠点**の整備
- 人や感動との出会いを育む市街地**回遊環境**の整備
- 「街づくり協定」による周辺環境と調和した**街なみ景観**づくり

図 3-1 整備方針ゾーニング図



2. 地区施設等の整備方針

(1) 安全な住環境づくり

①リっぷデザイン街路灯 街なみ整備—その他（街路灯）

●整備方針

○道道沿線には、夜間の歩行者の安全性に配慮した連続照明としての街路灯を整備します。

●整備内容

- ・位置：車道側の歩道上に設置
- ・区間：谷村宅～富士野バイパス入口
- ・配置：50m 間隔で千鳥配置
 - 道道拡幅区間（41 基）、歩道整備済区間（22 基）
- ・電源：北電柱からブロック地下埋設
- ・灯具：2箇所灯具（車道側・歩道側）
- ・支柱：街なみに配慮した茶系景観色の既製品をベースに利尻富士町のキャラクター「リっぷ」を付設
- ・電球：環境に配慮した LED 球を採用(港町は白色系)
- ・ほか：日光弁、タイマー併用を考慮



②避難誘導サイン 街なみ整備—地区防災施設（避難誘導看板）

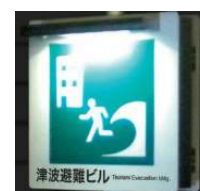
●整備方針

○災害時における円滑かつ安全な避難のため、歩行者の最短移動及び高台への移動心理を考慮した誘導ルートを設定のうえ、避難所までを案内する誘導サインを整備します。

○誘導サインは、住民の日常的な防災意識の醸成に役割を果たすサインとして整備します。

●整備内容

- ・電柱共架型の避難誘導サインを配置
- ・夜間の停電時にも安全に避難可能な太陽エネルギーを使った LED エコ照明を整備
- ・サイン板面は避難所の「名称」、「方角」、「距離」を表示し、一目で避難場所への誘導と分かるデザインとする。



避難誘導サインイメージ

③防火水槽 街なみ整備—地区防災施設（防火水槽）

●整備方針

○火災の発生に備え、防火水槽の未整備地区に防火水槽を整備します。

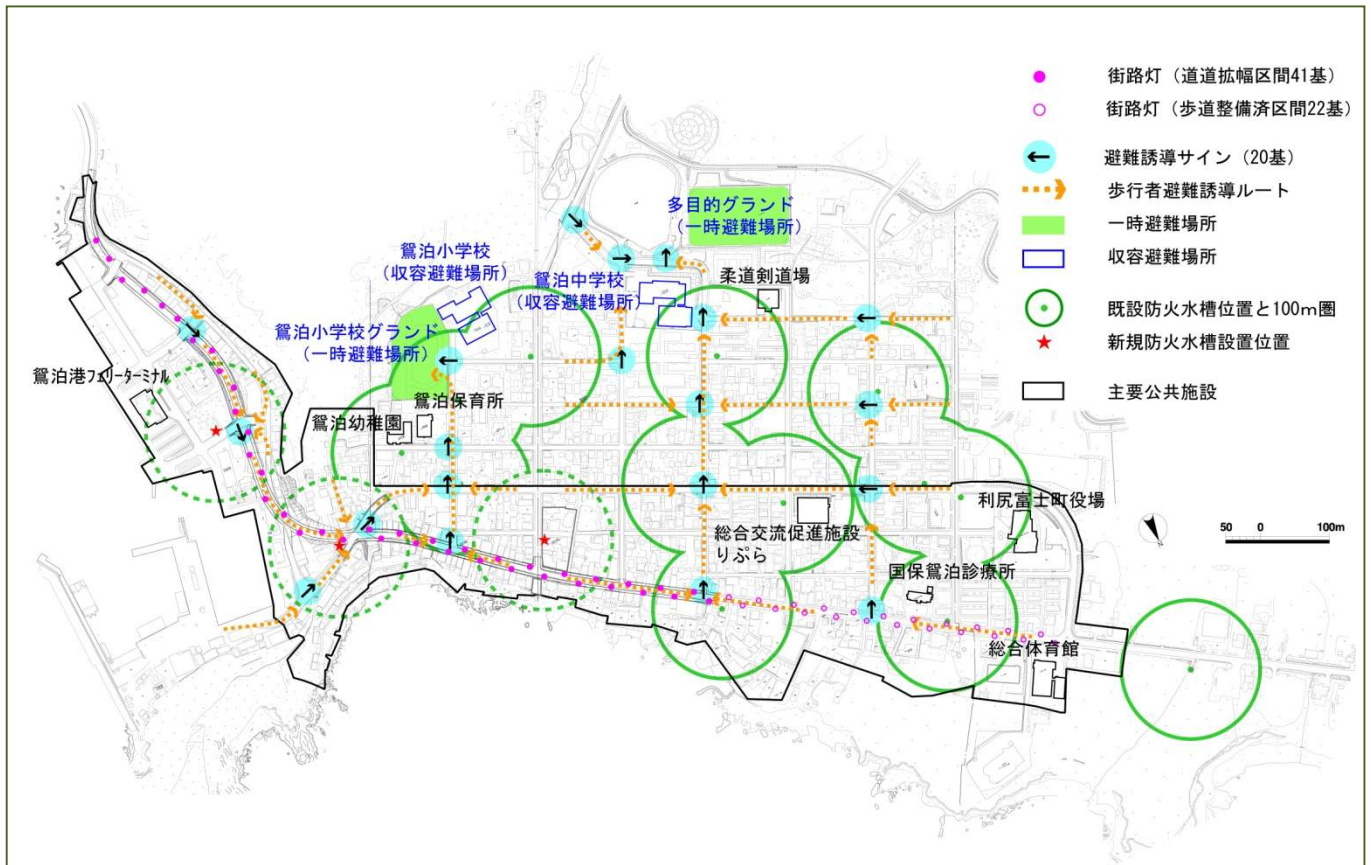
●整備内容

- ・ 港町・本町・栄町地区をカバーできる防火水槽を3基整備
- ・ 水槽容量：40m³級
- ・ 給水施設の設置
- ・ 給水管（立上給水管）の設置（地上120cm程度）
- ・ 開口部の設置（直径60cm以上）



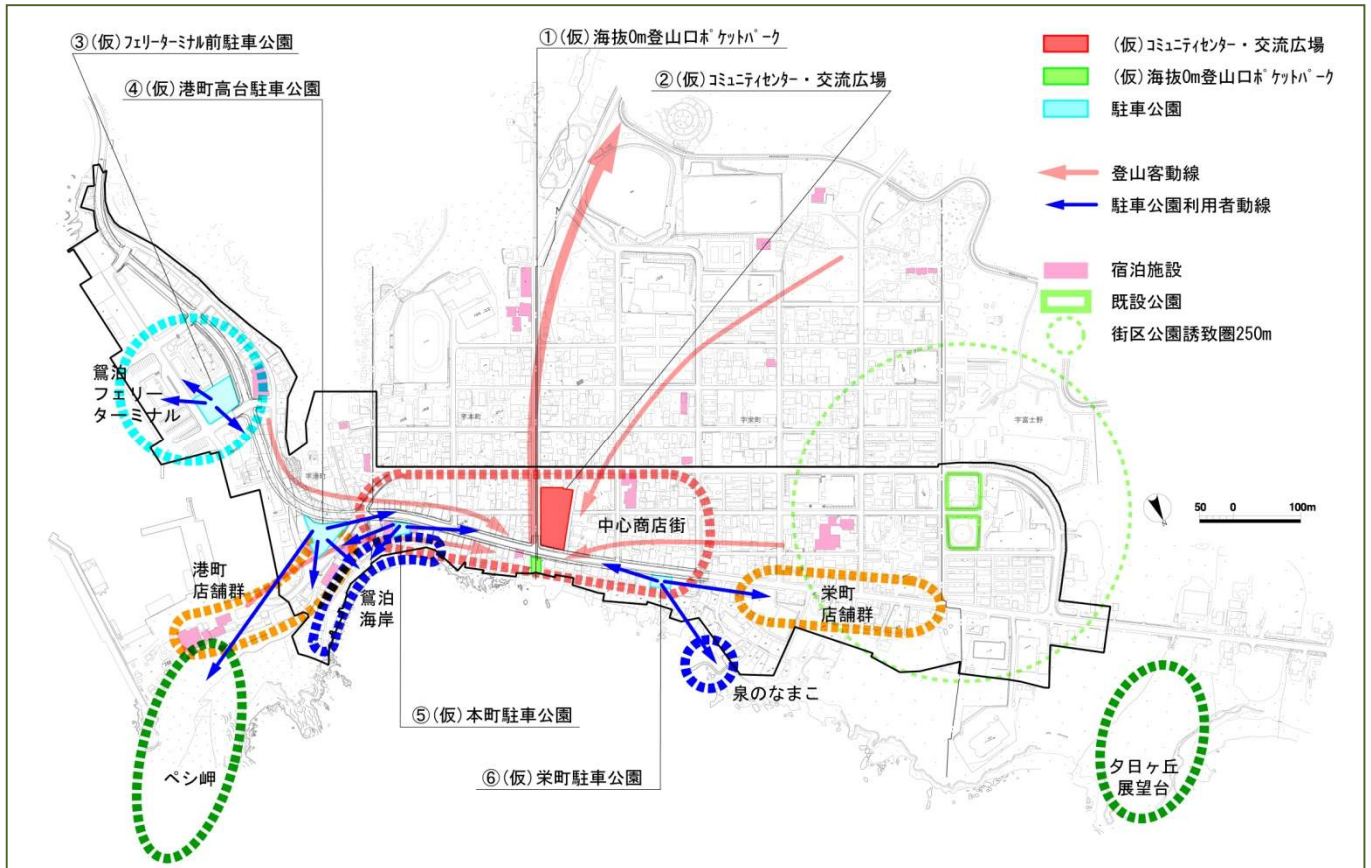
既設の防火水槽

図 3-2 「安全な住環境づくり」に向けた街なみ整備方針図



(2) 滞留拠点の整備

図 3-3 「滞留拠点の整備」に向けた街なみ整備方針図



① (仮) 海拔 0 m 登山口ポケットパーク 街なみ整備—地区施設 (小公園・広場・緑地等)

●整備方針

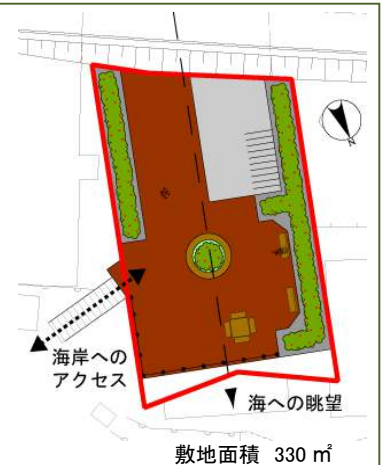
〇海への眺望を活かすとともに海拔 0m からの利尻山登山の拠点となるポケットパークを整備します。

●整備内容

- ・ 海岸へ続く既設階段へのアプローチ確保
- ・ 海への眺望を活かし、居心地よく海を眺めることのできるテラスデッキを整備
- ・ 街なみに潤いを創出する花壇を整備
- ・ 立ち寄り、憩いの場としてベンチ、縁台の設置
- ・ 自転車利用者の利便に配慮した駐輪場の整備



ポケットパークイメージ



敷地面積 330 m²

② (仮) 交流広場 街なみ整備—地区施設 (小公園・広場・緑地等)

(仮) コミュニティセンター 街なみ整備—生活環境施設 (集会所)

●整備方針

○市街地の中心かつ交通の結節ポイントにおいて、市街地における町民の憩いの拠点、地域活動拠点、来訪客（観光客等）にとっての休憩、立ち寄り、滞留の拠点、情報収集の拠点として、(仮) コミュニティセンターと(仮) 交流広場を一体的に整備します。

○(仮) 海拔 0m 登山口ポケットパークと連動し、海拔 0m からの登山に挑戦する登山客の出発の拠点となる施設整備を図ります。

●ゾーニング方針

○屋外多目的広場

・コミュニティセンターは、地域住民と来訪者の自然な交流を促す拠点として、自然に足を運びたくなる魅力的な施設とするため、道と神社通り側に開放的な屋外多目的広場を配置し、建物前面に張り出したテラスデッキとあわせ、人々を誘い込む魅力的な屋外空間を形成します。

○センター施設

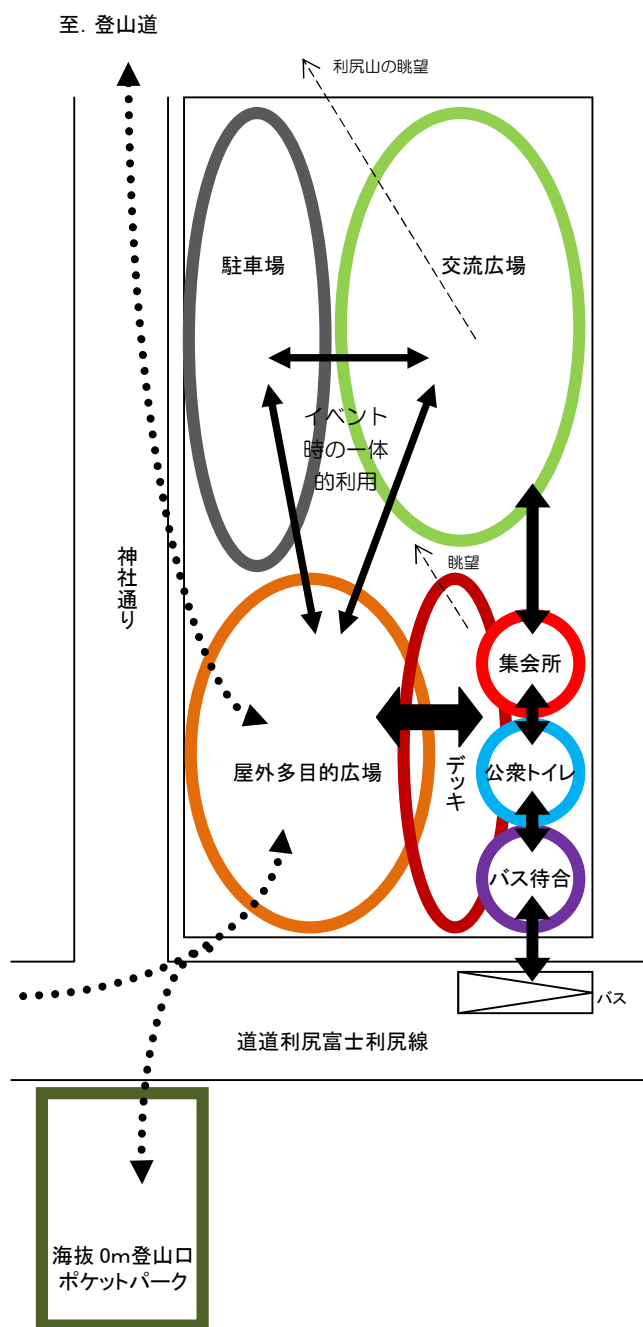
・建物は、人々の道道の往来、路線バス停留所、海拔 0m ポケットパーク、交流広場との繋がりに配慮した配置とするとともに、テラスデッキ、屋外多目的広場と一体となって魅力的な滞留空間を形成します。

○交流広場

・当該計画地からの利尻山の眺望を活かすとともに、「センター施設」、「屋外多目的広場」との連携に配慮した配置を図り、市街地における憩いの場、潤いの場としての空間形成を図ります。

○駐車場

・コミュニティセンターや交流広場の利用者、海拔 0m からの登山客の利用に対応した駐車場となるとともに、イベント時には交流広場や多目的広場と一体となった活用を図れる配置を図ります。



●整備内容

②-1 (仮) 交流広場

- ・ 中心市街地における憩いの拠点として、緑に囲まれた潤いのある広場を整備
- ・ イベント開催時等に駐車場や屋外多目的広場と一体となって利用可能な広場として整備
- ・ 名峰利尻山の眺望を楽しみながら憩うことの出来る休憩施設を整備
- ・ 街なみに潤いを創出する緑地空間の整備

②-2 (仮) コミュニティセンター

＜屋外（外構）施設＞

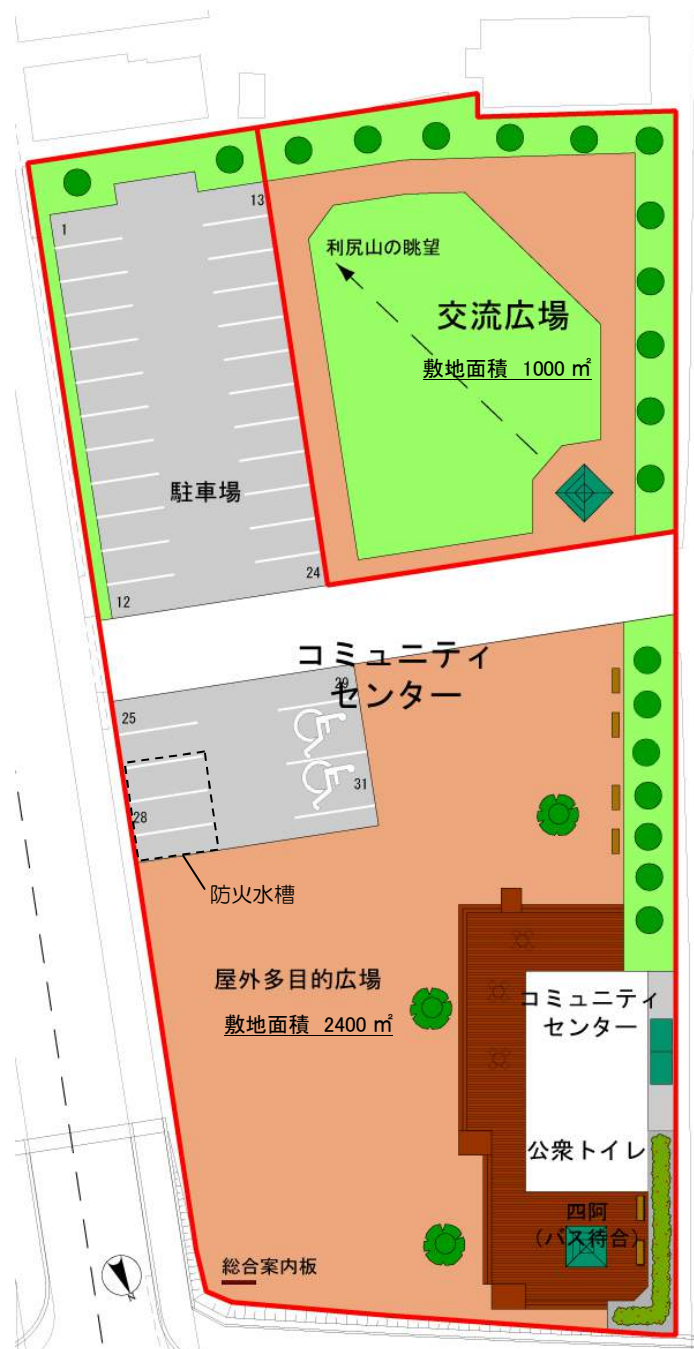
- ・ 通りに面し開放的に広がる多目的利用の屋外広場を整備
- ・ 建物の周辺には屋外で居心地良く過ごすことの出来るテラスデッキを整備
- ・ バス待合の場として利用できる屋根付きの休憩施設を整備
- ・ 良好な街なみ形成に資するゴミステーション整備



屋外多目的広場イメージ



テラスデッキイメージ



＜屋内施設機能＞

○集会・休憩・交流機能

- ・気軽に立ち寄って茶飲み話の出来る休憩の場として自由に利用できるとともに、20名程度の会合に利用可能な集会・休憩・交流スペースを設置
- ・ギャラリーやものづくり体験等の催しの開催も可能な集会・休憩交流スペースとして整備
- ・自己領域の確保されたくつろげる空間づくりに工夫
- ・寄り合い・会合の際のお茶入れなどに利用できる給湯施設を設置

○情報発信機能

- ・島の情報、山の情報、自然の情報、商店の情報、まちの歴史や文化などの情報を発信する拠点機能を設置

＜常駐管理人を配置出来ない場合＞

エントランス空間に、

- ・リアルタイム情報（山情報、体験情報、着地型観光情報、イベント情報、商店の売り出し情報など）を発信する情報掲示板を配置
- ・各種観光案内やチラシ等を設置するパンフレットスタンドを配置

＜常駐管理人を配置出来る場合＞

上記に加え、

- ・案内カウンターを設置
…案内人、ボランティアガイドなどの人材育成も必要
- ・物産展示などのまち案内コーナーを設置

○公衆トイレ

- ・24時間利用が可能な公衆トイレ（男女・多目的）を整備

■施設イメージ

※以下のイメージは、機能想定に伴う参考イメージであり、設計段階で改めて検討します。

＜常駐管理人を配置出来ない場合＞



＜常駐管理人を配置出来る場合＞



施設規模想定 約 150 m²



集会・休憩・交流スペースイメージ

③ (仮) フェリーターミナル前駐車公園 街なみ整備—地区施設 (小公園・広場・緑地等)

●整備方針

○フェリーターミナル周辺における滞留拠点及び周辺集客施設への集散拠点として駐車公園を整備します。

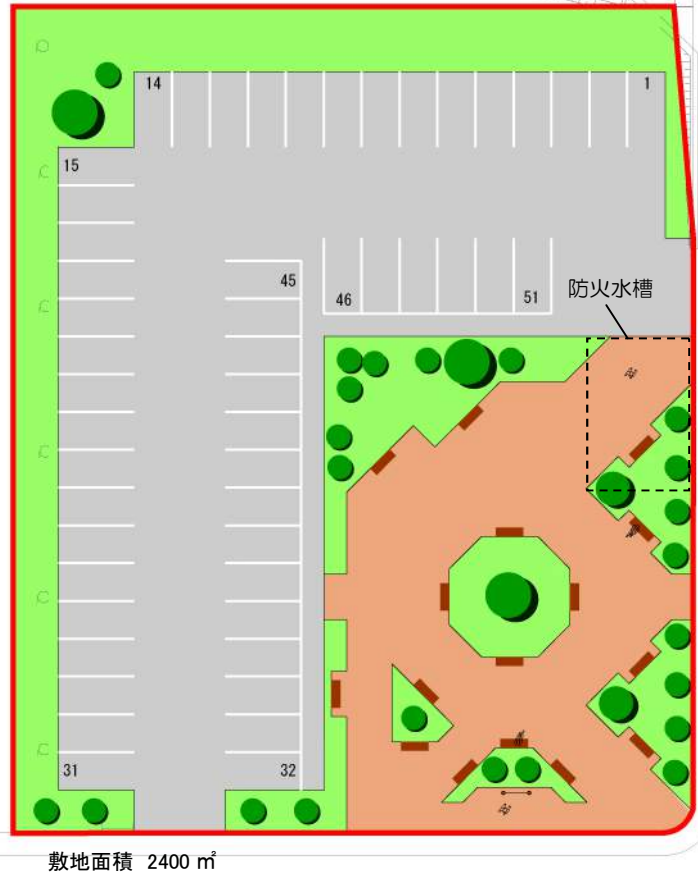
●整備内容

<緑地公園>

- ・フェリーターミナル周辺における屋外の滞留拠点として緑地公園を整備
- ・潤いを創出する花壇・植栽の整備
- ・憩い・休憩の場としてのベンチ整備
- ・市街地回遊の基点となる総合案内板の配置

<駐車場>

- ・観光客等のターミナル周辺利用の利便性に配慮し、十分な広さの駐車場を確保



④ (仮) 本町駐車公園 街なみ整備—地区施設 (小公園・広場・緑地等)

●整備方針

○中心商店街及び港町店舗群、鷺泊海岸、パシ岬の利用者の利便性に寄与するとともに、海への眺望を楽しむことのできる駐車公園を整備します。

●整備内容

<緑地公園>

- ・街なみに潤いをもたらす植樹・植栽
- ・憩い・休憩の場としてのベンチ整備

<駐車場>

- ・普通自動車 8 台程度 (うち身障者用 1 台)



⑤ (仮) 栄町駐車公園 街なみ整備—地区施設 (小公園・広場・緑地等)

●整備方針

○中心商店街及び栄町店舗群の利用者の利便性に寄与するとともに、海への眺望を楽しむことのできる駐車公園を整備します。

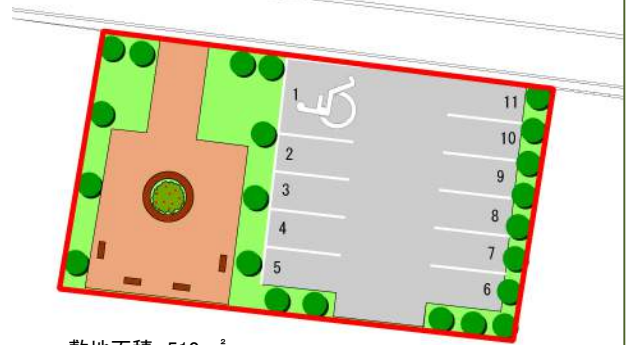
●整備内容

<緑地公園>

- ・街なみに潤いをもたらす植樹・植栽
- ・憩い・休憩の場としてのベンチ整備

<駐車場>

- ・普通自動車 11 台程度 (うち身障者用 1 台)



敷地面積 510 m²

⑥ (仮) 港町高台駐車公園 街なみ整備—地区施設 (小公園・広場・緑地等)

●整備方針

○港町の飲食店や土産店等の店舗、中心商店街、鷺泊海岸、ペシ岬等の集客施設、景勝地への集散拠点として大型バスの駐車も可能な駐車公園を整備します。

●整備内容

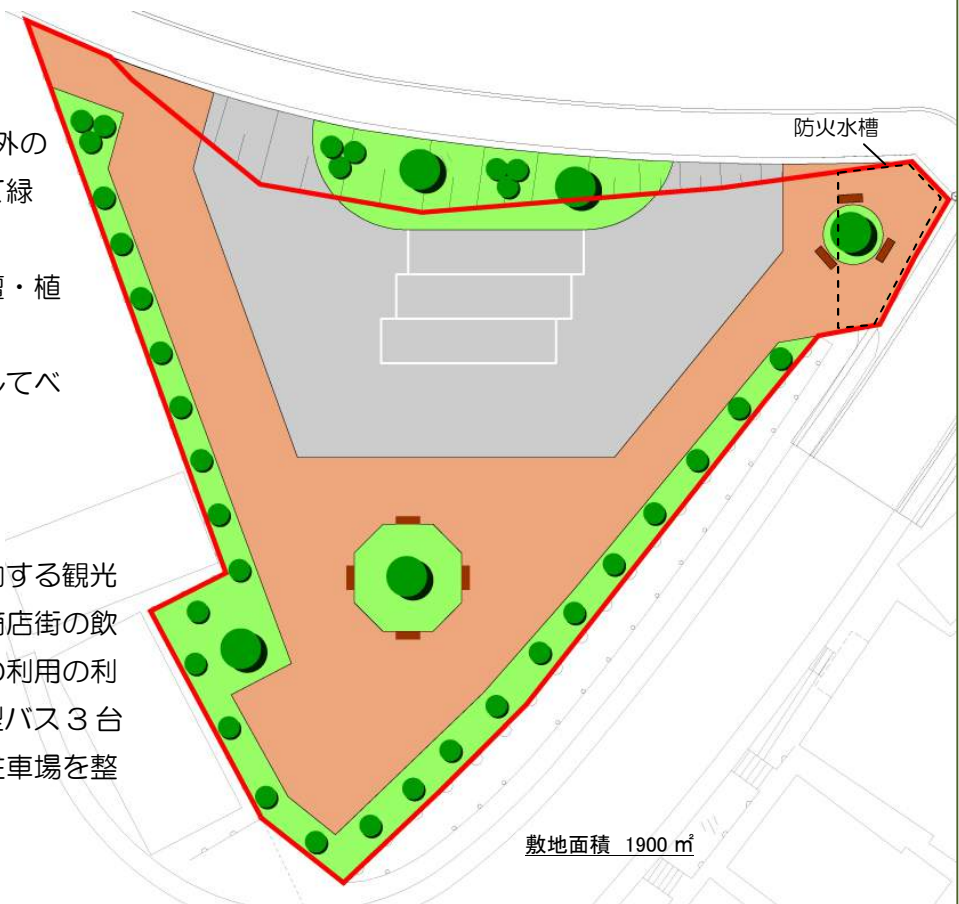
<緑地公園>

- ・港町高台における屋外の立ち寄り拠点として緑地公園を整備
- ・潤いを創出する花壇・植栽の整備
- ・憩い・休憩の場としてベンチの整備

<駐車場>

○駐車場

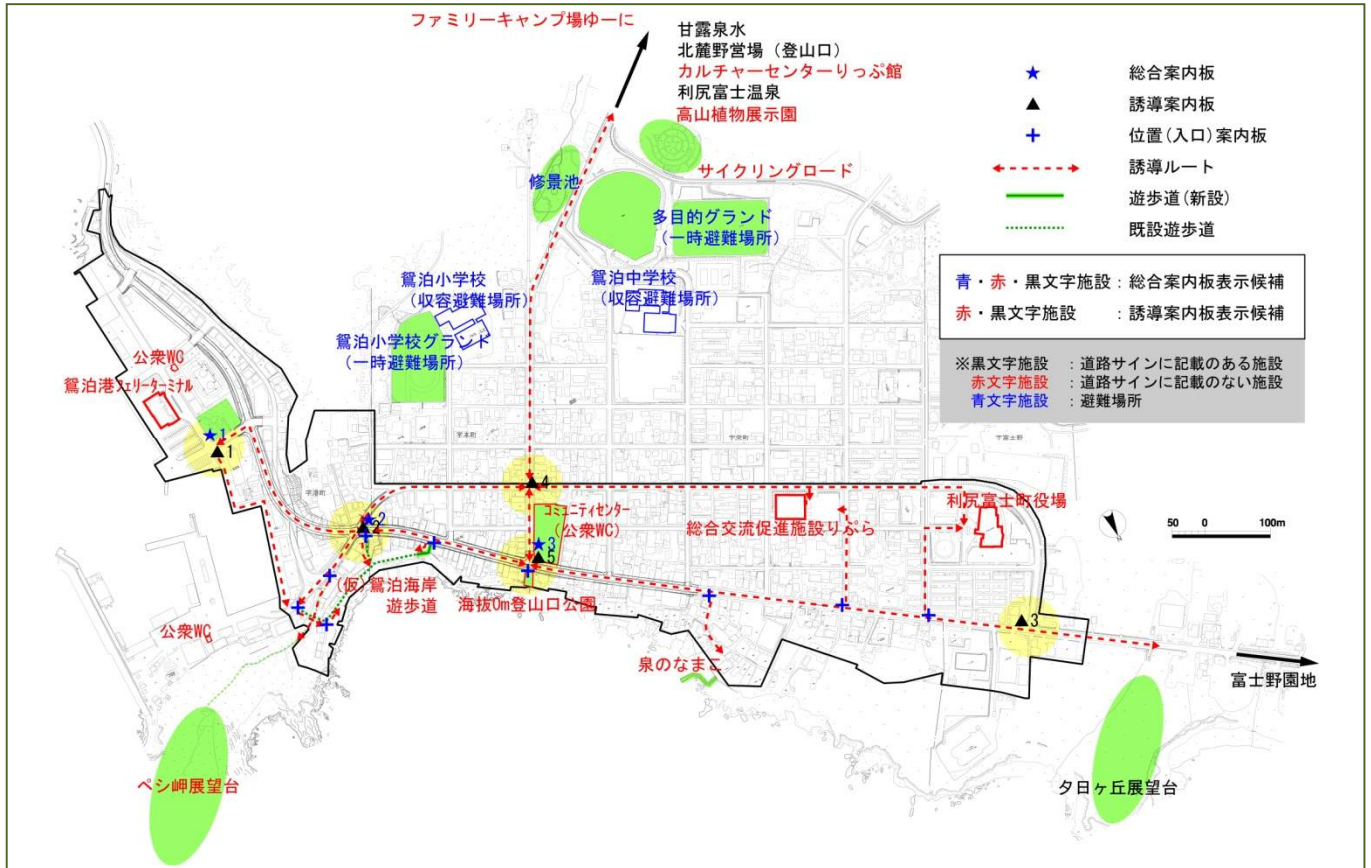
- ・大型観光バスで移動する観光客の港町及び中心商店街の飲食店、土産品店等の利用の利便性に配慮し、大型バス 3 台程度が駐車出来る駐車場を整備



敷地面積 1900 m²

(3) 回遊環境の整備

図 3-4 「回遊環境の整備」に向けた街なみ整備方針図



① 鷺泊海岸遊歩道整備 街なみ整備—地区施設 (通路)

● 整備方針

○ 海岸の景色を楽しみながら港町～ベシ岬～商店街へと回遊できるよう、鷺泊海岸から商店街へと繋がる遊歩道を整備します。

● 整備内容

○ “さとうくん” “マイショップとしま” 間と鷺泊海岸を接続する遊歩道(階段若しくは斜路)を整備



現況



遊歩道整備イメージ

②案内板 街なみ整備—その他（案内板）

●整備方針

- 主に歩行者の市街地回遊を促すことを目的に総合案内板、誘導案内板を整備します。
- 利尻島の自然環境や街なみとの調和を考慮し、木質イメージの案内板とします。

●整備内容

<確保すべき性能>

○本体素材

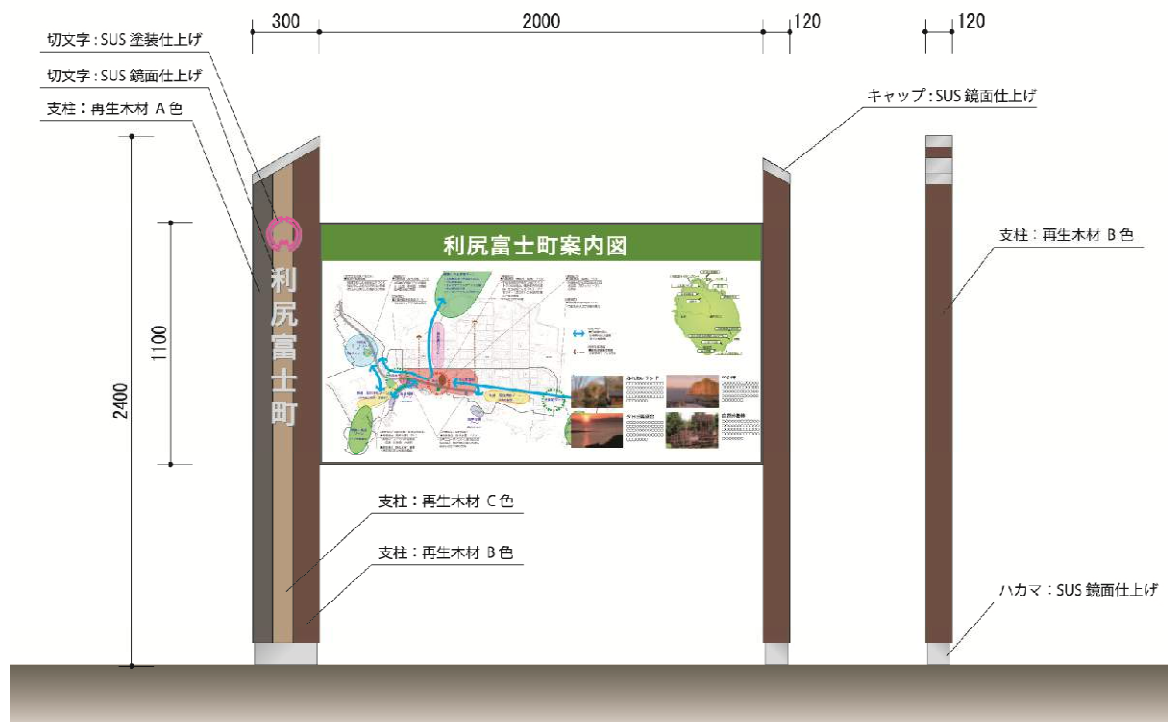
- ・潮風による塩害に耐え、砂混じりの風で塗装の剥離や腐食の影響を受けにくく自然との調和に適した素材を採用

○盤面印刷

- ・屋外での厳しい環境下においても退色等の少ない印刷技法により作成

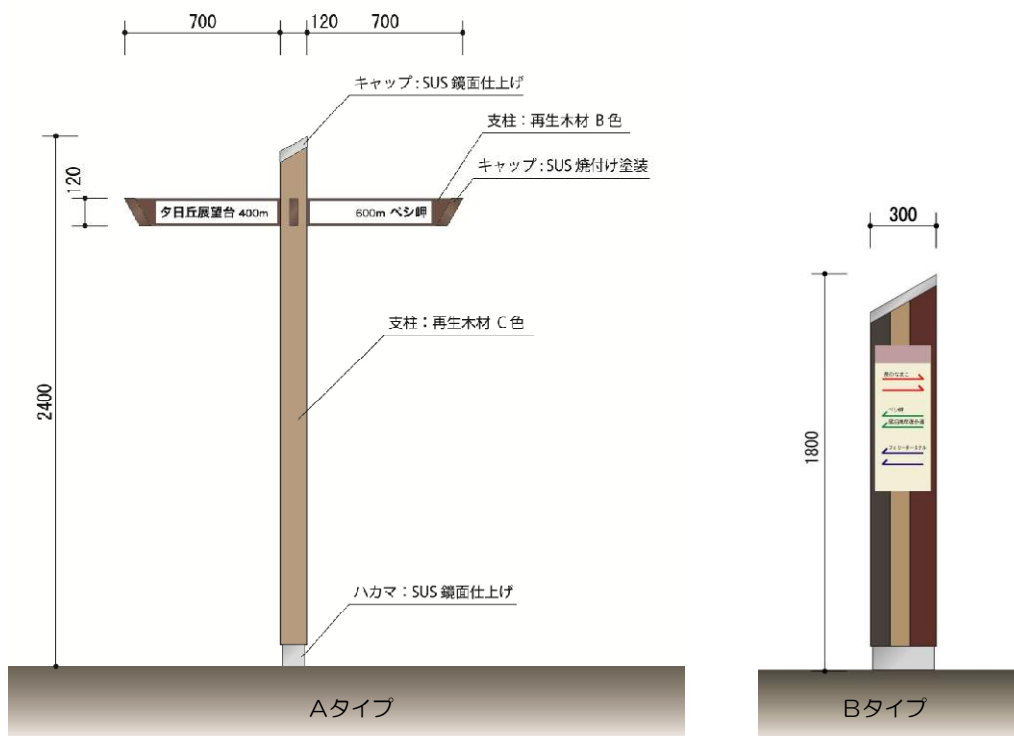
②-1 総合案内板

- ・市街地全体をマップを使って案内する総合案内板として整備
- ・参考寸法：H=1800~2400
W=2000~2800
- ・板面は、全体を捉えることのできる市街地マップ、目的地までの距離、主要な景勝地等の写真と簡単な紹介を掲載し、英語表記を添える
- ・市街地マップは、利尻山の方向を上とし、北（海）側を下として表示



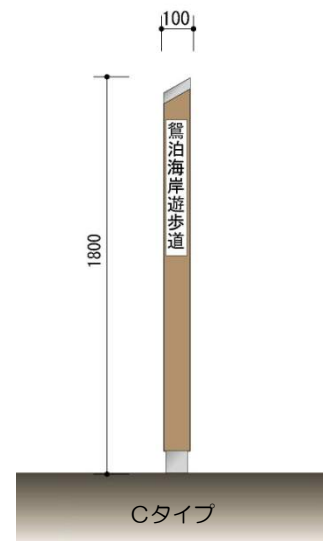
②-2 誘導案内板

- ・ 交差点等の分岐点において方角、距離を示し誘導を図る誘導案内板として整備
- ・ 目的の名称、方角、距離、英語表記、ピクトグラム表示等により分かりやすい案内板とする
- ・ 参考寸法：Aタイプ：H=2000 片W=750
Bタイプ：H=1800 W=300
Cタイプ：H=1800 W=100
- ・ Aのタイプの設置が困難な場合は、Bのタイプによる設置を検討



②-3 位置案内板

- ・ 遊歩道入口等の位置を示すサインは、B及びCのタイプより適切なものを選択



3. 住宅等の整備に関する方針

(1) 街なみ景観づくり

街なみ景観づくりに関する基本方針として、鷺泊市街地区の街づくり協定を下表にとりまとめます。

○鷺泊市街地街づくり協定（案） 街なみ整備助成—修景施設整備（住宅等修景）

区分	街づくり協定内容	遵守ルール／協カールの別
建物の位置	①建物前面は、敷地に余裕がある場合は、極力“ひき”のスペースを設けることとする。	協力
建物の形態	①建物の構造は、積雪や強風に配慮し、十分な安全性と耐久性を有するものとする。 ②屋根形態は、歩道側及び隣地に雪・つららによる結氷、雨水等の被害を及ぼさないよう、十分に配慮した構造とする。 ③オイルタンク、ガスボンベ、空調室外機等は極力通りから見えない位置に配置し、通りから覗ける場合は、植栽や縦格子の木柵等により目隠しを行う。木柵を設置する場合は、漁師まちらしい格子柵とする。	遵守
	①連続性のある街なみを形成するため、一階部分の正面入口には小屋根・庇屋根を設けることに努める。 ②正面ファサードにおいては、格子の木製ルーバー等による漁師まちをイメージさせるアクセントの採用に努める。 ③店舗においては、建物の入口はバリアフリーを基本とする。	協力
建物の素材・色彩	①主要外壁の素材は、利尻山や海岸等の周辺の自然環境と調和し馴染むよう、可能な限り板張り若しくは石・レンガ等の自然素材を用いるか、そのイメージに準拠した既成外壁材とし、色彩は落ち着いたアースカラー（土・木・石・レンガ等の自然素材色）とする。	遵守
通りの演出	①建物前面の“ひき”のスペースは、植え込み花壇等の配置に努める。 ②植え込みによる緑化が困難な場合は、木製の花台や花掛け等の配置による積極的な修景緑化に努める。 ③店舗においては、店舗前にベンチ等の休憩施設を配置するなど、通りを行き交う人々をもてなすしつらえの修景に努める。 ④港まちの商店街の風情、活気、賑わいを演出するため、店舗においては入口に各店オリジナルの暖簾の設置に努める。	協力
統一看板の設置	①店舗においては、建物及び周辺の街なみと調和した統一デザインの看板を設置する。 ②住宅においては、建物及び周辺の街なみと調和した統一デザインの表札を設置する。	遵守 (助成対象)
維持管理	①敷地内は、日常的な清掃により常に清潔に保つことに努める。 ②建物前面の歩道やストリートファニチャー等は、隣家等と協力して、日常的な清掃により常に清潔に保つことに努める。 ③空地については、所有者又は管理者等が街なみ景観や周辺環境を損なわないよう適切な維持管理に努める。 ④極力土地の活用に努め、使用希望者や団体等による活用要望に積極的に協力することとする。 ⑤敷地を柵等で囲う場合は、周辺の街なみに配慮し、木柵等の港まちの雰囲気を損なわない仕様の柵の設置に努める。 ⑥業務上必要な資材・車輛等の保管場所については、周辺環境や街なみ景観に配慮した位置に設けるものとし、植栽や木柵等で修景に努める。	協力

○街なみ景観づくりのコンセプト

(二鷹泊市街地整備計画マスタープラン副題)

風情・風景・風物を守り育てる

まちの創作

○街なみ景観づくりの基本目標

- 港まちの活気と暮らしの息づかいを感じる
街なみ景観づくり
- 訪れる人々をもてなし、
あたたかく迎え入れる街なみ景観づくり

○街なみ景観デザインの基本方針

○海との繋がりを大切にする	○背後の自然環境との調和に配慮する
	
○漁師まちの個性を大切にする	○訪れる人をもてなす魅力的な演出を図る
	

海との繋がり

● 建物の構造・形態【遵守】

- ・ 建物の構造は、積雪や強風に配慮し、十分な安全性と耐久性を有するものとする。
- ・ 屋根形態は、歩道側及び隣地に雪・つららによる結氷、雨水等の被害を及ぼさないよう、十分に配慮した構造とする。

もてなし

個性

● 附帯設備【遵守】

- ・ オイルタンク、ガスボンベ、空調室外機等は極力通りから見えない位置に配置し、通りから覗ける場合は、植栽や縦格子の木柵等により目隠しを行う。
- ・ 木柵を設置する場合は、漁師まちらしい格子柵とする。



もてなし

● 店舗入口【協力】

- ・ 店舗においては、建物の入口はバリアフリーを基本とする。

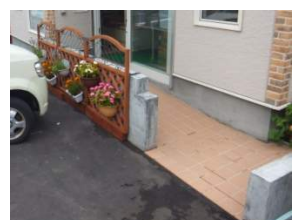


図 3-5 「鷺泊市街地街づくり協定（案）」イメージ

自然との調和

海との繋がり

もてなし

個性

●建物の素材・色彩【遵守】

- ・主要外壁の素材は、利尻山や海岸等の周辺の自然環境と調和し馴染むよう、可能な限り板張り若しくは石・レンガ等の自然素材を用いるか、そのイメージに準拠した既成外壁材とし、色彩は落ち着いたアースカラー（土・木・石・レンガ等の自然素材色）とする。



●統一看板【遵守】…助成対象

- ・店舗においては、建物及び周辺の街なみと調和した統一デザインの看板を設置する。
- ・住宅においては、建物及び周辺の街なみと調和した統一デザインの表札を設置する。

個性

もてなし

個性

●街なみの連続性【協力】

- ・連続性のある街なみを形成するため、一階部分の正面入口には小屋根・庇屋根を設けることに努める。

●ルーバー【協力】

- ・正面ファサードにおいては、格子の木製ルーバー等による漁師まちなみをイメージさせるアクセントの採用に努める。



もてなし

自然との調和

もてなし

●通りの演出【協力】

- ・建物前面は、敷地に余裕がある場合は、極力“ひき”のスペースを設けることとする。
- ・建物前面の“ひき”のスペースは、植え込み花壇等の配置に努める。
- ・植え込みによる緑化が困難な場合は、木製の花台や花掛け等の配置による積極的な修景緑化に努める。
- ・店舗においては、店舗前にベンチ等の休憩施設を配置するなど、通りを行き交う人々をもてなすしつらえの修景に努める。
- ・港まちの商店街の風情、活気、賑わいを演出するため、店舗においては入口に各店オリジナルの暖簾の設置に努める。



●維持管理【協力】

- ・敷地内は、日常的な清掃により常に清潔に保つことに努める。
- ・建物前面の歩道やストリートファニチャー等は、隣家等と協力して、日常的な清掃により常に清潔に保つことに努める。

もてなし

個性

●空き地の管理【協力】

- ・空地については、所有者又は管理者等がまちなみ景観や周辺環境を損なわないよう適切な維持管理に努める。
- ・極力土地の活用に努め、使用希望者や団体等による活用要望に積極的に協力することとする。
- ・敷地を柵等で囲う場合は、周辺の街なみに配慮し、木柵等の港まちの雰囲気損なわない仕様の柵の設置に努める。
- ・業務上必要な資材・車輛等の保管場所については、周辺環境や街なみ景観に配慮した位置に設けるものとし、植栽や木柵等で修景に努める。

(2) その他当該区域の整備に関する方針（公共空間における街なみデザインイメージ）

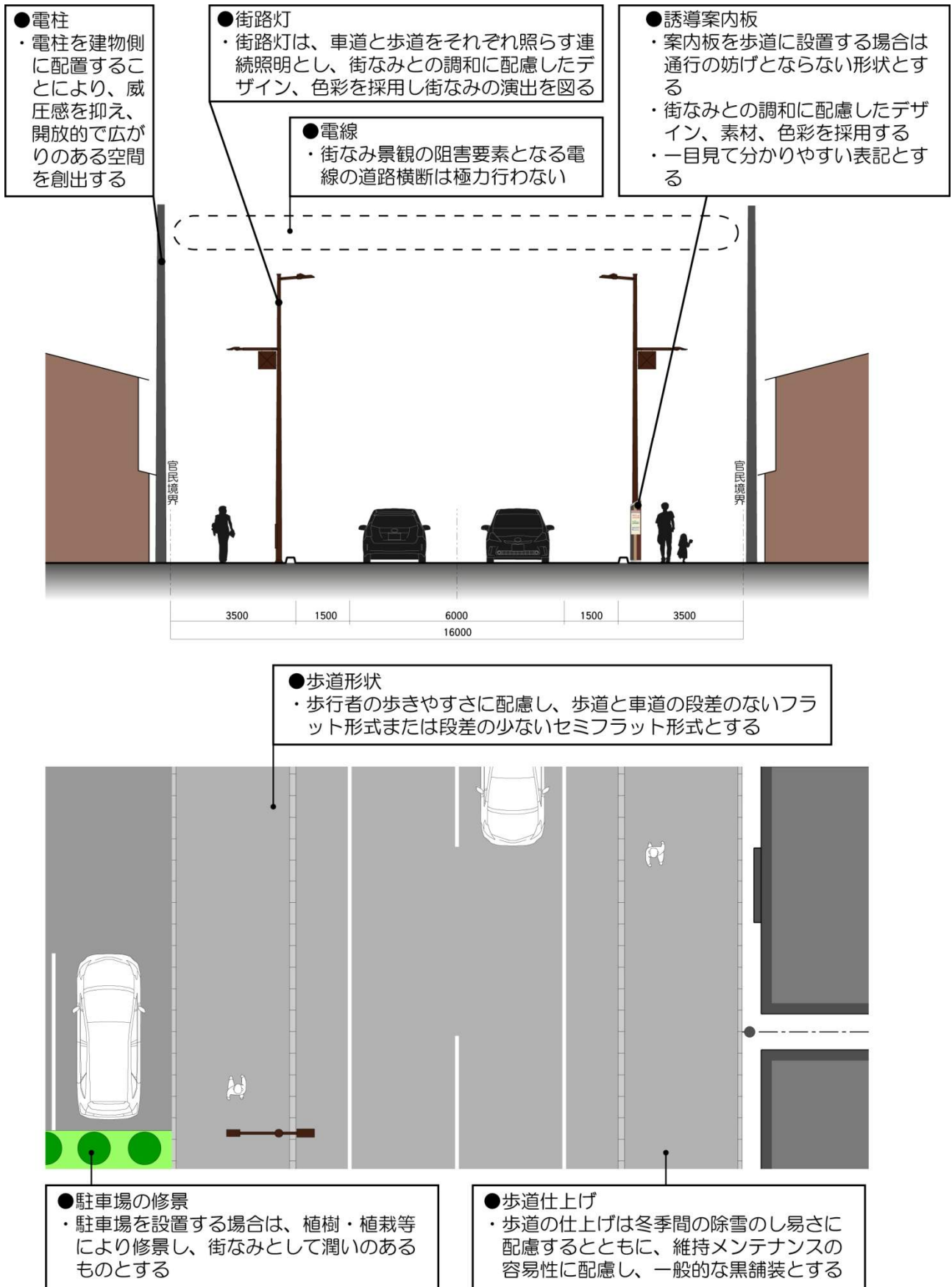


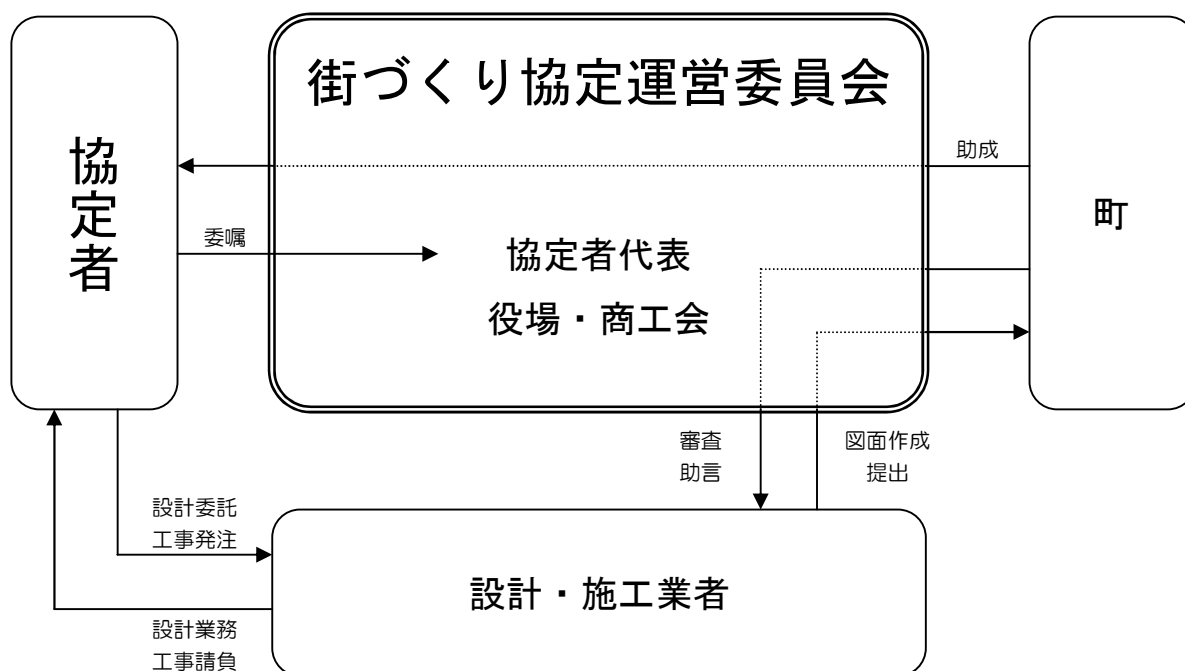
図 3-6 公共空間における街なみデザインイメージ

4. 街づくり協定の実施体制

(1) 街づくり協定運営委員会の設置

街づくり協定の実施については、協定代表者、役場、商工会を構成員として「街づくり協定運営委員会」を設置し、協定者、町、設計・施工者の連携により運営を行います。

以下にその体制フローを示します。



◇協定運営委員会は、必要に応じて随時開催することとします。

(2) 街なみ整備の助成

街なみ環境整備事業には、街づくり協定に基づいた建物等の修景に対し、自己負担が1/3必要となりますが、国と町からそれぞれ1/3ずつを助成する制度があります。

鷲泊市街地の街なみ環境整備事業においては、「統一デザイン看板及び表札」を助成対象とすることを検討いたします。仮に事業費が9万円であった場合、自己負担は3万円となり、6万円の助成を受けることができます。

■費用の負担例

費用 (事業費)	負担割合・負担額 (円)		
	建築主 (1/3)	町費 (1/3)	国費 (1/3)
9万	3万	3万	3万

第4章 事業の推進に向けて

1. 鷺泊市街地街なみ環境整備事業の推進

本計画に基づく事業の実施にあたっては、「街なみ環境整備事業（国土交通省補助事業）」を活用し、整備を推進していきます。

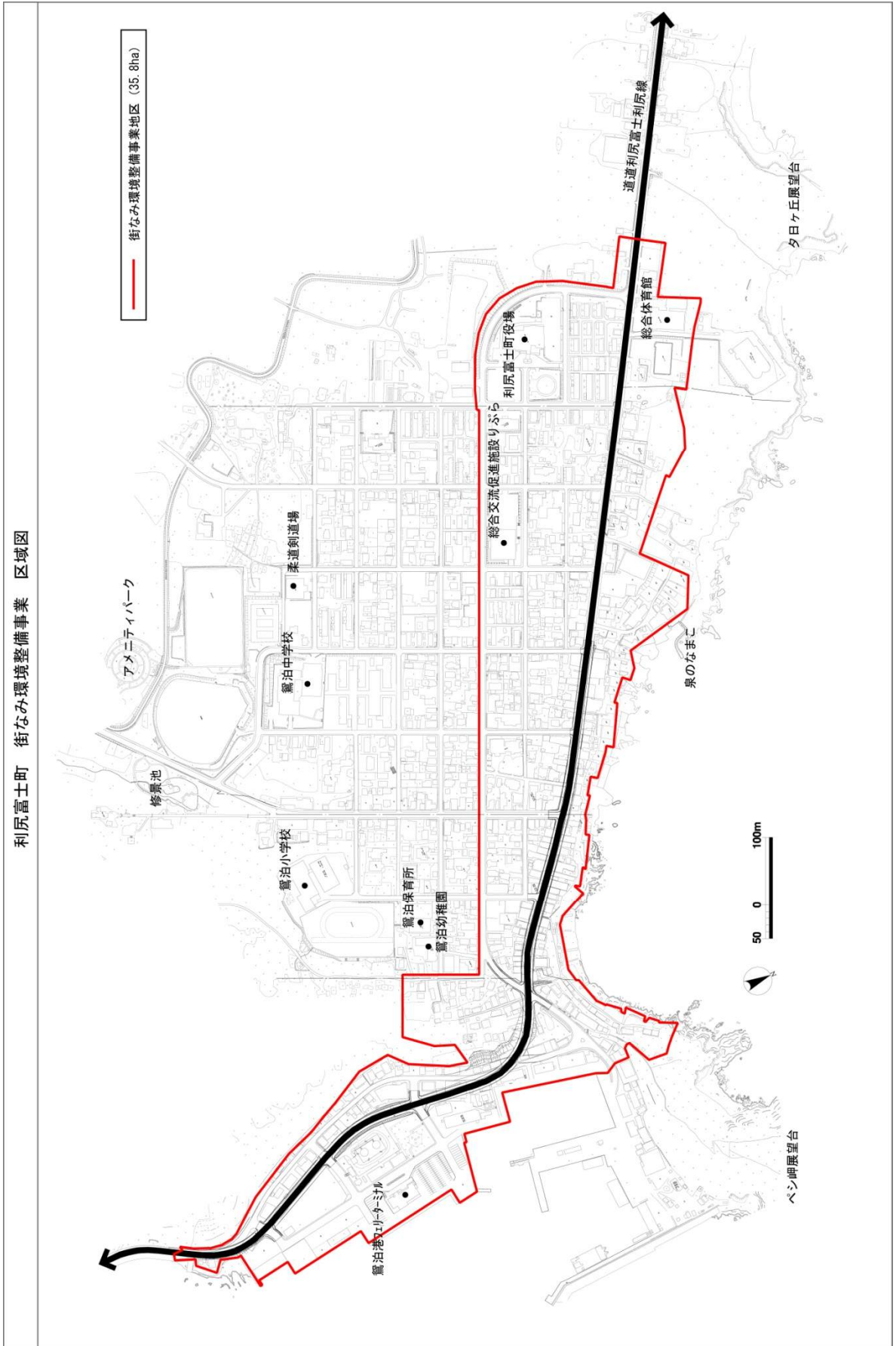
本計画書内で位置つけた重点整備区域を「街なみ環境促進区域」及び「街なみ環境整備事業地区」に設定し、以下の図表に示す整備方針、及び整備方針図に基づき総合的に施策を展開します。

(1) 街なみ環境整備方針の概要

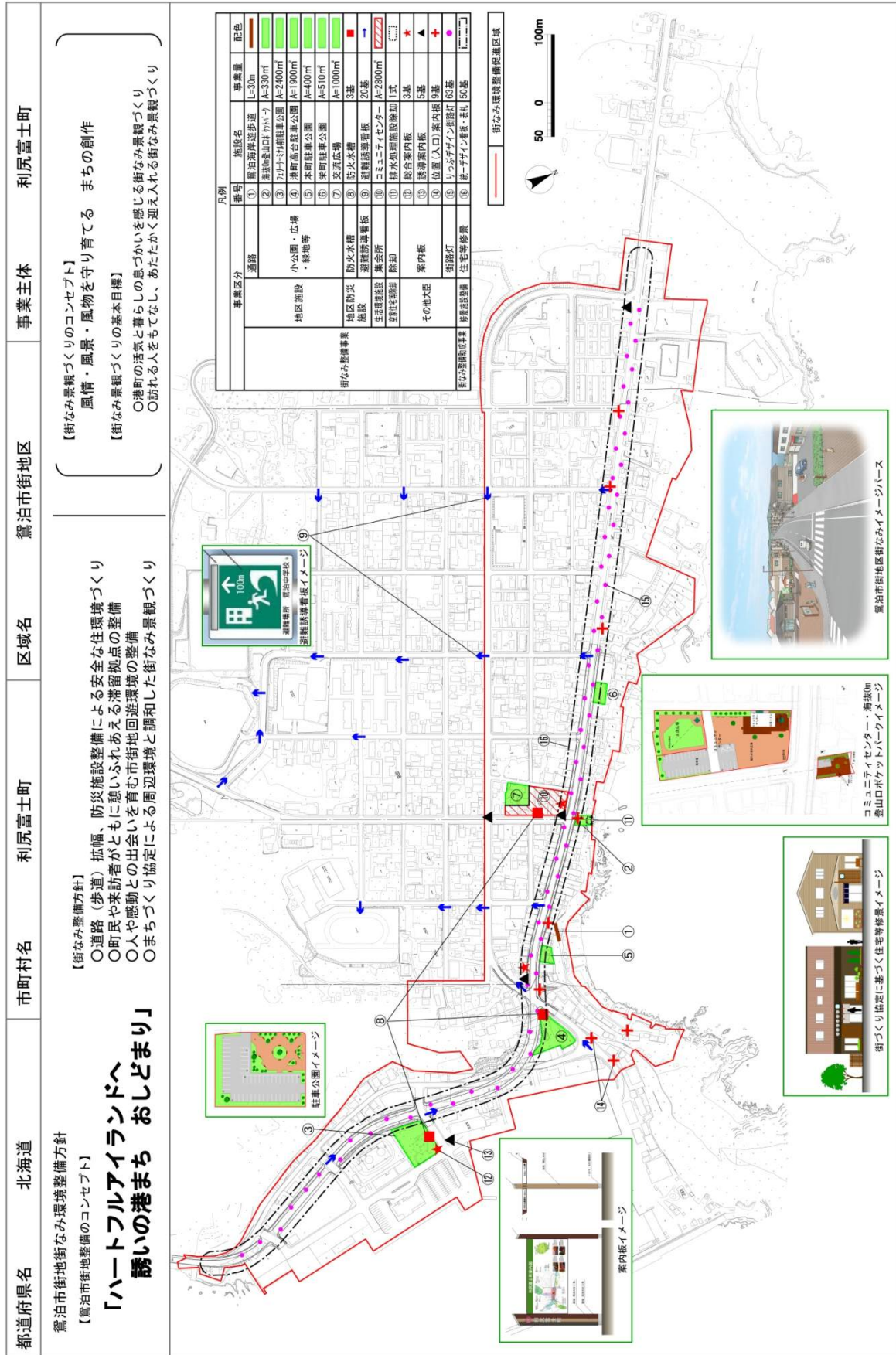
■街なみ環境整備方針概要表

都道府県名	北海道	市町村名	利尻富士町	区域名	鷺泊市街地区域	
区域現況	区域の概要	区域は、利尻富士町における中心市街地で、名峰利尻山を有する利尻島の北東側の沿岸に位置している。海と山の豊かな自然環境に囲まれており、古くから現道道沿線に商店街が形成され、海岸は漁場となってきた。また、利尻島観光の玄関口であることから、夏期を中心に多くの観光客が訪れ、利尻山登山の拠点となっているほか、多くの地域資源が存在している。他方、過疎化と高齢化の進展に伴い、地域の活力の低下が進行し、町民の暮らしや生活に影響を及ぼし始めており、活力と潤いの感じられる個性を生かした街なみ整備が求められている。				
	道路の現況	鷺泊市街地には、道道利尻富士利尻線、道道仙法志鷺泊線の2路線があり、これらによって島内を一周することができ、地区の幹線道路となっている。商店街を形成する区間は、歩道がなく幅員が狭隘であるため、歩行者と車両の双方の安全な通行に支障をきたし、鷺泊港から市街地へ通じる区間では、急カーブ、急勾配の箇所があり、線形等の改良が望まれてきた。平成20年度から北海道により道道の拡幅事業が着手され、安全・安心な幹線道路の完成が待たれている。				
	公園等の現況	道道沿道には公園等はないが、区域内の役場庁舎前に街区公園が整備されている。また、区域の後背には利尻富士町アムニティパーク（特定地区公園）が整備されており、「健康と癒し」の拠点となっている。				
	地区住民のまちづくり活動の現況	平成16年度に商工会、商店会を中心とした「鷺泊市街地まちづくり協議会」を設置し、次代の鷺泊市街地整備の検討を始め、「平成16年度鷺泊市街地まちづくり協議会報告書」をとりまとめた。平成17年度には利尻富士町役場に「まちづくりプロジェクト」が設置され、「鷺泊市街地まちづくり計画書（案）」のとりまとめが行われ、平成18年度には、協議会メンバーに加え、地域住民や沿道の関係者、行政機関、学識経験者など多くの町民・関係機関を交えたワークショップの開催やアンケート調査を実施し、「鷺泊市街地整備計画マスタープラン」を策定した。平成20年度には鷺泊市街地整備促進期成会が発足され、道道の拡幅整備とあわせた街なみづくりに関する検討協議が進められている。				
区域の整備に関する基本方針	整備の目的	道道利尻富士利尻線の拡幅事業に伴い、安全・安心な歩道空間の整備や緑地や広場等の憩い空間の整備などにより、高齢者をはじめ人に優しいまちづくりを行うとともに、島の玄関口としてふさわしい魅力ある街なみづくりを行うこととし、整備方針として、①道路（歩道）拡幅、防災施設整備による安全な住環境づくり、②町民や来訪者がともに憩いふれあえる滞留拠点の整備、③人や感動との出会いを育む市街地回遊環境の整備、④「街づくり協定」による周辺環境と調和した街なみ景観づくり、の4点の整備を進め、安全、快適で、魅力的な中心市街地と定住環境の創出を図る。				
	整備の時期	平成26年度～30年度（5年間）				
	地区施設等	通路等	フェリーターミナルとベシ岬、鷺泊海岸、商店街の回遊環境の向上のため遊歩道を整備する。			
		小公園等	<ul style="list-style-type: none"> 海への眺望を活かすとともに海拔0mからの利尻山登山の拠点となるポケットパークを整備する。 市街地中心部における町民の憩いの場、活動拠点となる交流広場を整備する。 良好な眺望を活かした駐車機能を備えた滞留空間となる駐車公園を市街地内の随所に整え、人、車等の離合集散の拠点とするとともに市街地回遊の向上を図る。 市街地の中心かつ交通の結節ポイントにおいて、市街地における町民の憩いの拠点、地域活動拠点、来訪客にとっての休憩、立ち寄り、滞留の拠点、情報収集の拠点、登山客の出発の拠点として、コミュニティセンター（集会所）を整備する。 			
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 道道沿線には、夜間の歩行者の安全性に配慮した連続照明としての街路灯を整備する。 災害時における円滑かつ安全な避難のため、避難所までの案内誘導サインを整備する。 火災の発生に備え、防火水槽の未整備地区に防火水槽を整備する。 主に歩行者の市街地回遊を促すことを目的に総合案内板、誘導案内板を整備する。 			
	住宅等	住宅	「鷺泊市街地街づくり協定」を締結し、港まちの活気と暮らしの息づかいを感じる、人へのおもてなしに配慮した街なみ景観づくりを目指す。			
敷地		<ul style="list-style-type: none"> 建物前面は、敷地に余裕がある場合は、極力“ひき”のスペースを設け、植え込み花壇等の配置に努める。 店舗においては、ベンチ等の休憩施設を配置し、通りを行き交う人々をもてなすしつらえの修景に努める。 				
その他の事項	電柱を建物側に配置することにより、威圧感を抑え、開放的で広がりのある沿道空間を創出する。					

(2) 街なみ環境整備事業地区



(3) 街なみ環境整備事業整備方針図



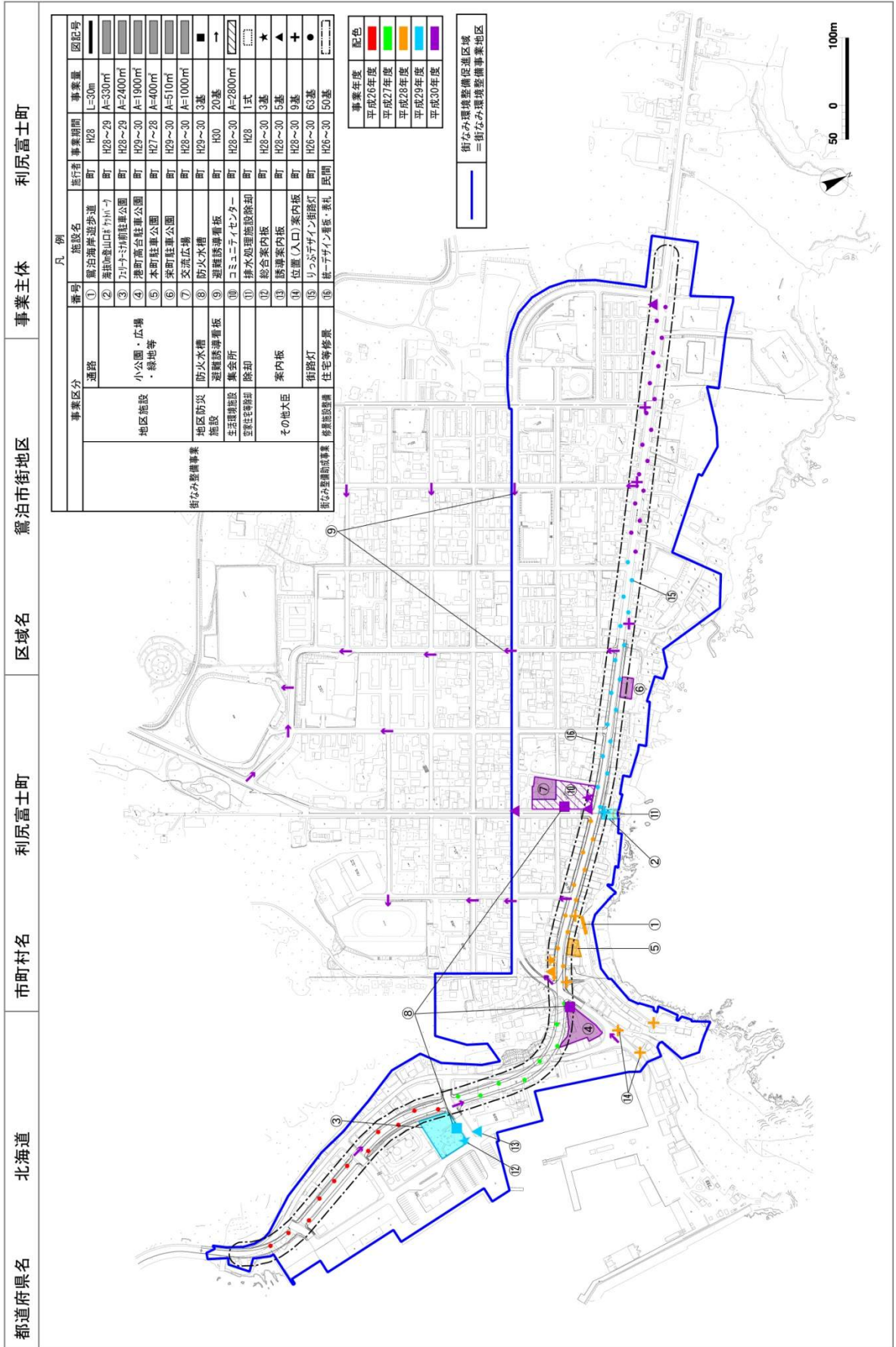
2. 概算事業費及び整備予定時期

鷺泊市街地の街なみ整備に向けて、概算事業費と整備予定時期を整理します。

(1) 概算事業費

事業区分		事業内容		事業量		事業費 (千円)	
街なみ整備 事業	地区施設	通路	鷺泊海岸遊歩道	測量・調査・設計	—	1,500	
				工事	30	m	5,100
		小公園・広場 ・緑地等	海拔0m登山口ポケットパーク	測量・調査・設計	—	2,000	
				工事	330	m ²	24,600
			フェリーターミナル前駐車公園	測量・調査・設計	—	3,500	
				工事	2400	m ²	53,000
			港町高台駐車公園	測量・調査・設計	—	3,500	
				工事	1900	m ²	54,000
			本町駐車公園	測量・調査・設計	—	1,500	
				用地	400	m ²	8,000
	工事	400	m ²	9,100			
	栄町駐車公園	測量・調査・設計	—	1,500			
		用地	510	m ²	11,000		
	工事	510	m ²	12,200			
	交流広場	測量・調査・設計	—	4,500			
		用地	430	m ²	83,000		
	工事	1000	m ²	13,000			
	地区防災 施設	防火水槽	防火水槽	工事	3	基	24,000
				避難誘導看板	避難誘導サイン	工事	20
	生活環境 施設	集会所	コミュニティセンター	測量・調査・設計	—	16,000	
				用地	1670	m ²	106,400
				工事	2800	m ²	102,000
	空家住宅 等除却	除却	排水処理施設除却	工事	1	式	15,000
その他	案内板	総合案内板	工事	3	基	1,500	
			誘導案内板	工事	5	基	7,300
			位置(入口)案内板	工事	9	基	4,500
	街路灯	りっぷデザイン街路灯	工事	63	基	100,000	
計						674,500	
街なみ整備 助成事業	修景施設 整備	住宅等修景	看板・表札	工事	50	基	3,500
合計						678,000	

(2) 概算予定時期



参考資料

1. 鴛泊市街地街づくり協定
2. 鴛泊市街地街づくり協定細則

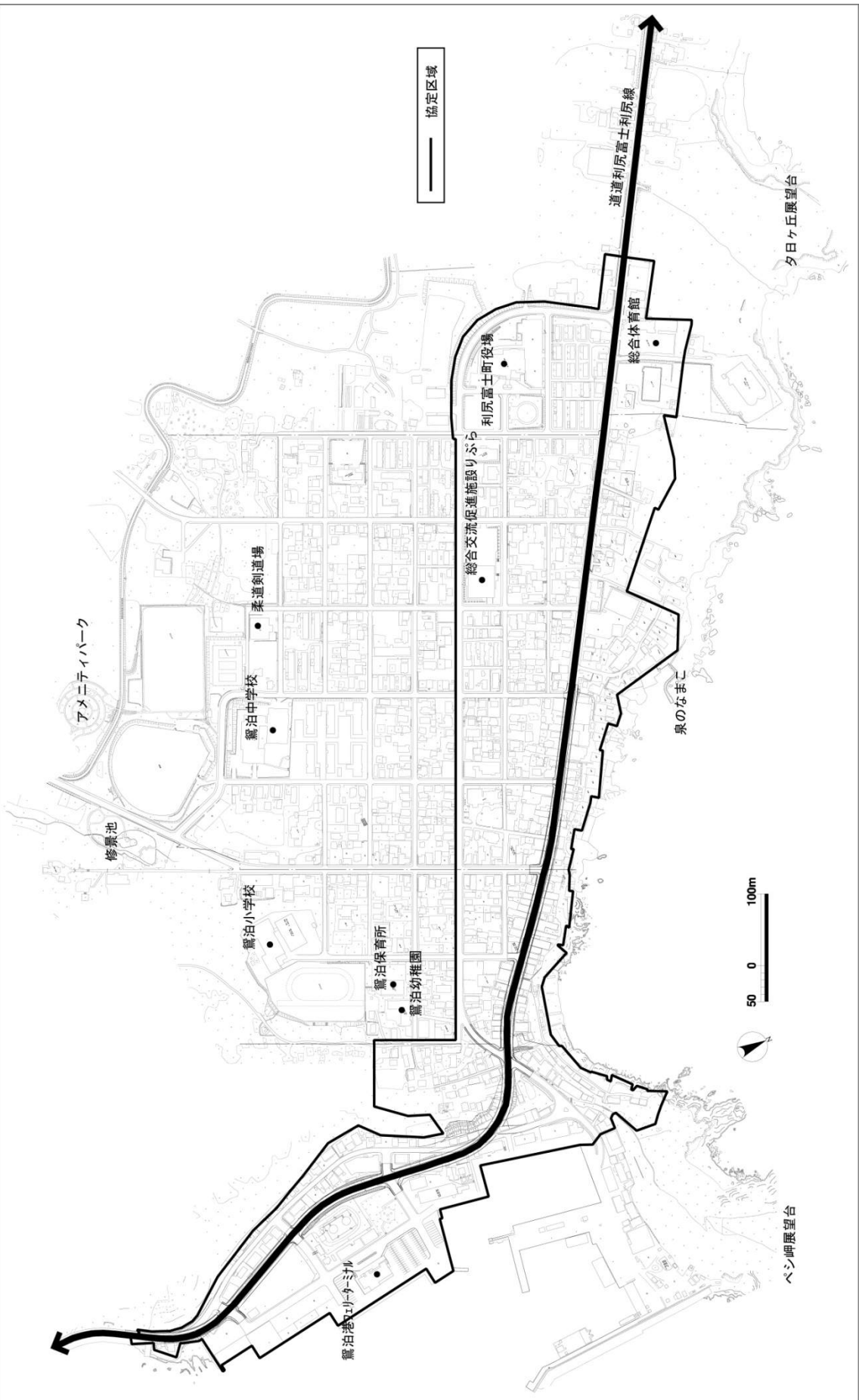
鴛泊市街地街づくり協定

第1条 目的	<p>この協定は、鴛泊市街地区における「街づくり憲章」として関係者（商店会、居住者、土地・建物所有者、新規立地者）の街づくりに対する意思の統一を図り、「道道利尻富士利尻線」の拡幅整備事業との調整に基づいた、住民主体の街づくりを推進し、調和のとれた美しい街なみ景観を創出するとともに、快適で暮らしやすい住環境づくりを進めることを目的とする。</p>
第2条 基本方針	<p>「風情・風景・風物を守り育てる まちの創作」を街なみ景観づくりのコンセプトとして、以下の基本目標、基本方針によって本地区の街づくりを推進する。</p> <p>(1) 街なみ景観づくりの基本目標</p> <ul style="list-style-type: none">・港まちの活気と暮らしの息づかいを感じる街なみ景観づくり・訪れる人々をもてなし、あたたかく迎え入れる街なみ景観づくり <p>(2) 街なみ景観デザインの基本方針</p> <ul style="list-style-type: none">・海との繋がりを大切にする・背後の自然環境との調和に配慮する・漁師まちの個性を大切にする・訪れる人をもてなす魅力的な演出を図る
第3条 区域	<p>本協定の区域は、「道道利尻富士利尻線」の沿線を中心とした別図に示す区域（以下「区域」という）とする。</p>
第4条 協定の締結	<p>本協定は、前条に定める区域内における土地・建物所有者及び借家、借地権者により締結する。（以下、協定を締結した者を「協定者」という）</p>
第5条 協定の遵守	<p>この協定の趣旨と目的に賛同した協定者は、この協定を遵守し、積極的に環境整備を進めることによって、自ら、街づくりに参画するものとする。</p>
第6条 建物	<p>(1) 位置</p> <p>建物前面は、敷地に余裕がある場合は、極力“ひき”のスペースを設けることとする。</p> <p>(2) 構造</p> <p>建物の構造は、積雪や強風に配慮し、十分な安全性と耐久性を有するものとする。</p>

	<p>(3) 形態</p> <p>①屋根形態は、歩道側及び隣地に雪・つららによる結氷、雨水等の被害を及ぼさないよう、十分に配慮した構造とする。</p> <p>②連続性のある街なみを形成するため、一階部分の正面入口には小屋根・庇屋根を設けることに努める。</p> <p>③正面ファサードにおいては、格子の木製ルーバー等による漁師まちをイメージさせるアクセントの採用に努める。</p> <p>④店舗においては、建物の入口はバリアフリーを基本とする。</p> <p>(4) 素材・色彩</p> <p>主要外壁の素材は、利尻山や海岸等の周辺の自然環境と調和し馴染むよう、可能な限り板張り若しくは石・レンガ等の自然素材を用いるか、そのイメージに準拠した既成外壁材とし、色彩は落ち着いたアースカラー（土・木・石・レンガ等の自然素材色）とする。</p>
<p>第7条 付帯施設</p>	<p>オイルタンク、ガスボンベ、空調室外機等は極力通りから見えない位置に配置し、通りから覗ける場合は、植栽や縦格子の木柵等により目隠しを行う。木柵を設置する場合は、漁師まちらしい格子柵とする。</p>
<p>第8条 看板・表札</p>	<p>(1) 店舗看板</p> <p>店舗においては、建物及び周辺の街なみと調和した統一デザインの看板を設置する。</p> <p>(2) 住宅表札</p> <p>住宅においては、建物及び周辺の街なみと調和した統一デザインの表札を設置する。</p>
<p>第9条 通りの演出</p>	<p>(1) 修景緑化</p> <p>①建物前面の“ひき”のスペースは、植え込み花壇等の配置に努める。</p> <p>②植え込みによる緑化が困難な場合は、木製の花台や花掛け等の配置による積極的な修景緑化に努める。</p> <p>(2) 休憩ベンチ</p> <p>店舗においては、ベンチ等の休憩施設を配置し、通りを行き交う人々をもてなすしつらえの修景に努める。</p>

第 10 条 維持管理	<p>(3) 暖簾 港まちの商店街の風情、活気、賑わいを演出するため、店舗においては入口に各店オリジナルの暖簾の設置に努める。</p> <p>(1) 保全清掃 ①敷地内は、日常的な清掃により常に清潔に保つことに努める。 ②建物前面の歩道やストリートファニチャー等は、隣家等と協力して、日常的な清掃により常に清潔に保つことに努める。</p> <p>(2) 空地管理 ①空地については、所有者又は管理者等が街なみ景観や周辺環境を損なわないよう適切な維持管理に努める。 ②極力土地の活用に努め、使用希望者や団体等による活用要望に積極的に協力することとする。 ③敷地を柵等で囲う場合は、周辺の街なみに配慮し、木柵等の港まちの雰囲気を損なわない仕様の柵の設置に努める。</p> <p>(3) 資材・車輛等の保管 業務上必要な資材・車輛等の保管場所については、周辺環境や街なみ景観に配慮した位置に設けるものとし、植栽や木柵等で修景に努める。</p>
第 11 条 協定運営委員会	<p>当協定を適正に運用管理するために、駕泊市街地街づくり協定運営委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。</p>
第 12 条 協定の遵守	<p>協定区域内において、店舗、事業所、住宅等の新築、増改築等を行うものは、その計画の概要を工事着手前の出来るだけ早い段階において、委員会に提出し、委員会はこれを受けて、協議し、必要に応じて関係機関と調整を図り、承認するものとする。</p>
第 13 条 細 則	<p>この協定に定めるもののほか、必要な事項については、別途細則において定めることが出来る。</p>
第 14 条 効力の発生	<p>この協定は平成26年 4月 1日を持って施行され、効力を発生する。</p>

鴛泊市街地街づくり協定区域図



鴛泊市街地街づくり協定細則

第1条 目的	この細則は鴛泊市街地街づくり協定（以下「協定」という。）に基づき、その運用に当たって必要な具体的事項を定めることを目的とする。
第2条 看板・表札	<p>協定第8条に定める看板・表札は、原則として以下の統一様式による看板・表札とする。</p> <p>（1）統一様式店舗看板</p> <p>①島の強風に耐えられる壁面看板とする。</p> <p>②利尻富士町のキャラクター若しくは利尻山をモチーフとしたデザインを取り入れるとともに、見ただけで業種の分かる各店舗の個性を演出できる工夫のあるデザインとする。</p> <p>③大きさは、縦 300mm×横 600mm 程度を基準とするが、その形態は各店オリジナルとする。</p> <p>④素材は防錆に配慮した金属とする。</p> <p>（2）統一様式住宅表札</p> <p>①島の強風に耐えられる表札とする。</p> <p>②利尻富士町のキャラクター若しくは利尻山をモチーフとしたデザインを取り入れるとともに、各家庭の個性を演出できる工夫のあるデザインとする。</p> <p>③大きさは、縦 150mm×横 150mm 程度を基準とするが、その形態は各家庭オリジナルとする。</p> <p>④素材は防錆に配慮した金属とする。</p>
第3条 暖簾	協定第9条（3）に定める暖簾は、各店の個性を演出できる工夫あるデザインとする。
第4条 同意書	協定が遵守されるよう、協定に合意する者は、別途様式の同意書を提出するものとする。
第5条 効力の発生	この細則は平成26年 4月 1日より施行する。